第２３回串間市農業委員会総会

日　　時　　平成２８年４月２８日
会　　場　　串間市役所３階大会議室
出席委員　　２０名

１番（会長）	川﨑　善昭	９番	日髙　善次	１６番	島田　俊満
２番	井手　重則	１０番	瀬治山満弘	１７番	金川　勇次
３番	安田　敬司	１１番	鈴木　信	１８番	福田　孝義
５番	内田　政秀	１２番	渡邉　豊雄	１９番	野邊　秀男
		１３番	谷口　利則	２０番	山下　貴義
７番	塔尾　秀雄	１４番	野邊　俊博	２１番	鳴海　正文
８番	瀬治山秋美	１５番	吉田　友子	２２番	岩下　哲見

欠席委員　　１名　（６番　武田　康典）

議事録署名委員　　７番　塔尾　秀雄、　１３番　谷口　利則

議事日程

第１	報告（合意解約）	農地法第１８条第６項の規定による届出について
第２	議案第１４４号	農地法第３条の規定による許可申請について
第３	議案第１４５号	農地法第４条の規定による許可申請に対する意見について
第４	議案第１４６号	農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について
第５	議案第１４７号	非農地証明願いについて
第６	議案第１４８号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・認定農業者）
第７	議案第１４９号	農用地利用集積計画の承認について（利用権設定・一般農業者）
第８	議案第１５０号	農業委員辞任の同意について
第９	議案第１５１号	調査区域の変更について

会　長	ただいまから、第２３回農業委員会総会を開催致します。本日は、６番委員から欠席届の提出がありましたので、出席委員は２０名でございます。
	議事録署名委員の指名
会　長	本総会での議事録署名委員の指名をいたします。 議事録署名委員は、７番　塔尾　秀雄　委員、１３番　谷口　利則　委員にお願いします。
	議案の訂正について
会　長	審議に入ります前に、議案の取り下げ並びに訂正がありますので事務局より説明させます。
事務局	議案の取り下げ並びに訂正をお願いいたします。 議案第１４８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分、受付番号５番につきましては、受人から契約内容の再検討を行いたいとの申し出があり、取下願が提出されましたので取り下げをお願いします。 続きまして、議案第１４９号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分、受付番号２番の内容欄に「新規」とありますが、「更新」に訂正願います。以上でございます。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。ただちに議案審議に入ります。
	報告：農地法第１８条第６項の規定による届出について
会　長	農地法第１８条第６項の規定による届出について事務局より報告させます。
事務局	農地法第１８条第６項の規定による合意解約について報告いたします。 今回の合意解約は５件でございます。内容といたしましては、借人からの申し出等が解約の理由となっております。以上でございます。
会　長	報告はお聞きのとおりであります。

	議案第１４４号：農地法第３条の規定による許可申請について
会　長	次に、議案第１４４号は、農地法第３条の規定による許可申請についてであります。 それでは、議案第１４４号、受付番号１番から３番の３件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１４４号、農地法第３条の規定による許可申請は、受付番号１番から３番の所有権移転に関する３件であります。事務局によります申請書類の審査において、「許可することができない」と定めてあります、農地法第３条第２項各号の不許可の事由につきましては、 「第１号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が行う農業経営に必要な機械の所有状況・労働力・技術面からみて、現在の経営農地と今回の許可申請農地を含めたすべての耕作農地を効率的に利用し、農業経営を行うことができないと認められる場合 「第３号」　今回の許可申請内容が、信託の引受けによる権利の取得であること 「第４号」　権利を取得しようとする受人及びその世帯員等が、現在の経営農地と申請農地すべてで行う農業経営に必要な常時従事がないと認められる場合 「第５号」　権利取得を含めた経営農地が、５０アールに達しない場合 「第６号」　今回の申請農地を、転貸しようとする場合 「第７号」　周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合、 であり、今回の許可申請受付番号１番から３番の３件については、農地法第３条第２項各号に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると思われます。また、受付番号２番の申請地については、３名の共有地でありますが、全員の同意を得ており問題ありません。皆さんのご審議をよろしくお願いします。以上でございます。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。 ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、福島地区委員会より受付番号１番から２番の２件の説明をお願いします。
８番	議案第１４４号、農地法第３条の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番と２番の所有権移転に関する２件であります。

８番	まず、受付番号１番につきましては、渡人が高齢で管理できないために、受人へ売買するものであります。受人は申請地を取得後、焼酎用甘藷を作付するとのことであります。受人世帯は兼業農家でありますが、現在、焼酎用甘藷を６０ａ作付されており、機械保有・労働力・技術面についても問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、農業従事状況については本人が２００日以上の従事があり、臨時雇用が８名おります。周辺は水稲が作付されていますが、焼酎用甘藷は農薬の使用が少ないため、周辺農地への影響はないと考えます。 次に、受付番号２番につきましては、渡人が遠方で管理できないため受人へ売買し、受人は作付する飼料を畜産農家へ供給し、規模拡大を図るものであります。受人世帯は水稲と飼料を約３．４ｈａ作付されており、機械保有・労働力・技術面においても問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。また、農業従事状況においても、本人が年間１５０日以上、妻が１２０日以上の従事があり問題ないと考えます。なお、周囲に農地はなく、農薬も使用しないため影響はありません。 以上、福島地区委員会において、受付番号１番と２番の所有権移転の２件を慎重審議してまいりましたが、農地法第３条の許可要件を満たしており、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	次に、大東地区委員会より受付番号３番の１件の説明をお願いします。
１５番	議案第１４４号、農地法第３条の規定による許可申請について、大東地区は受付番号３番の所有権移転に関する１件であります。 受付番号３番につきましては、渡人は高齢で管理できないため、受人に売買するものであります。取得後は食用甘藷を作付し、規模拡大を図るとのことです。受人世帯は機械保有・労働力・技術面から見て問題なく、効率的な農業経営を行っていけると考えます。農業従事状況については、本人が年間１５０日以上、父５０日、母３００日、祖母１５０日以上の従事があり問題ないと考えます。また、周辺地域は同じく甘藷作付されているため、農薬散布等の影響はありません。 以上、大東地区委員会において、受付番号３番の所有権移転に関する１件を慎重審議してまいりましたが、農地法第３条の許可要件を満たしており何も問題ありませんので、ご審議方よろしくお願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまから、議案第１４４号、受付番号１番から３番の３件について質疑に入ります。質疑はございません

会　長	か。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第１４４号、受付番号１番から３番の３件について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１４４号、受付番号１番から３番の３件については、許可することに決定します。
会　長	**議案第１４５号：農地法第４条の規定による許可申請に対する意見について** 次に、議案第１４５号は、農地法第４条第１項の規定による許可申請に対する意見についてであります。 それでは、議案第１４５号、受付番号１番と２番の２件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１４５号、農地法第４条の規定による許可申請は受付番号１番と２番の２件であります。農地法第４条第６項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由は、 「１号イ」　今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合 「１号ロ」　今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地である場合 「２号」　今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合 「３号」　許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合、又、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合 「４号」　許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合、であります。

事務局	受付番号１番と２番の申請地農地区分は、農地法第４条第６項第１号イにあります、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性が低い農地であるため「第２種農地」に区分されるため、農地法第４条第６項１号ロには該当しておりません。 したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号１番と２番の２件につきましては、農地法第４条第６項各号に該当していないため、許可要件の全てを満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 ただいまの説明に関連して、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、市木地区委員会より受付番号１番と２番の２件の説明をお願いします。
２２番	議案第１４５号、農地法第４条の規定による許可申請について、市木地区は受付番号１番と２番の２件であります。 受付番号１番については、周囲が山林化しており、獣害被害等により耕作することが困難であることから、今後は山林として管理していくものであります。なお、境界には杉が植林されており、排水についても自然排水で問題なく、土砂流出やその他の災害を発生させる恐れはないと考えます。 次に、受付番号２番につきましても、同じく周囲が山林化したことから耕作困難であり、今後は山林として管理していくものであります。排水についても自然排水で問題なく、周囲には一部農地がありますが、道路を挟んでいること、農地より申請地の方が低く高低差があることから、日照等の影響はないと考えます。 以上、市木地区委員会において、受付番号１番と２番の２件を慎重審議してきましたが、農地法第４条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。
会　長	説明は、お聞きのとおりでございます。 これより、議案第１４５号、受付番号１番と２番の２件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第１４５号、受付番号１番と２番の２件について、決定してよろしいでしょうか。

（　異議なしの声　）

会　長　異議なしということでありますので、議案第１４５号、受付番号１番と２番の２件は許可相当とし、意見を付して県へ進達いたします。

議案第１４６号：農地法第５条の規定による許可申請に対する意見について

会　長　次に、議案第１４６号は、農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見についてであります。
それでは、議案第１４６号、受付番号１番から４番の４件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局　議案第１４６号、農地法第５条の規定による許可申請は、受付番号１番から４番の所有権移転に関する４件であります。農地法第５条第２項「許可することができない」と定めてあります、各号の不許可の事由は、

「１号イ」　今回の許可申請農地が農用地区域内にある農地である場合

「１号ロ」　今回の許可申請農地が集団的に存在する農地、その他の良好な営農条件を備えている農地である場合

「２号」　今回の許可申請農地ではなく、周辺のほかの土地で事業目的を達成することができる場合

「３号」　許可申請を行うために必要な資金及び信用があると認められない場合や、転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合、又、申請内容にある目的に転用することが確実と認められない場合

「４号」　許可申請地を転用することにより、土砂流失・崩壊やその他の災害を発生させるおそれがあると認められた場合や、農業用用排水施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがあると判断され、その周辺農地の営農条件に支障をきたすおそれがあると認められた場合、であります。

受付番号１番と２番の申請地農地区分は、農地法第５条第２項１号イにあります、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、市街地の区域内、又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画法 第８条第１項第１号に規定されている、主として住居の環境を保護するための地域「第二種住居地域」に該当し、「第３種農地」に区分されますので、農地法第５条第２項１号ロにも該当しておりません。

次に、受付番号３番と４番の申請地農地区分は、農地法第５条第２項第１号イにあります、農用地区域内にある農地ではなく、「農地法の運用について」で制定されております、中山間地域等に存在する農業公共投資の

事務局	対象となっていない小集団の生産性が低い農地に該当し、「第２種農地」に区分されますので、農地法第５条第２項１号ロには該当しておりません。 したがいまして、事務局によります申請書類の審査において、今回の許可申請受付番号１番から４番の４件につきましては、許可要件を全て満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。 ただいまの説明に関連して、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、福島地区委員会より受付番号１番から３番の３件の説明をお願いします。
８番	議案第１４６号、農地法第５条の規定による許可申請について、福島地区は受付番号１番から３番の３件であります。 まず、受付番号１番につきましては、受人家族は両親の実家に居住しているが、子供の成長と共に手狭になったため、申請地に個人住宅を建設するものであります。申請地周辺は住宅化が進んでいる地域でありますが、隣接する農地があるため境界から２ｍ離して建築し、境界にはブロック積みを行うため、土砂流出やその他の災害を発生させる恐れはありません。なお、雨水は既存の側溝に流し、生活排水は下水道に流す計画であるため問題ないと考えます。 次に、受付番号２番につきましては、現在は借家に居住しているが手狭なことから、申請地に個人住宅を建設するものであります。受人は夫婦で協議した結果、持分２分の１ずつの共有地とするとのことです。申請地は受付番号１番の隣接地であり、西側に一部隣接する農地がありますが、境界から２ｍ離して建築し、境界にはブロック積みを行うため、土砂流出やその他の災害を発生させる恐れはありません。なお、雨水は既存の側溝に流し、生活排水は下水道に流す計画であるため問題ないと考えます。また、受付番号１番と２番につきましては、6月１日から造成工事の着工にかかり、9月３０日までに建築工事を完了する計画であるとのことです。 次に、受付番号３番につきましては、渡人は非農家であるため受人がこれまでも耕作してきたが、獣害がひどく耕作困難であることから、受人が山林として管理していくものであります。申請地周囲はほとんどが山林でありますが、一部隣接する農地からみて申請地が北側に位置すること、高低差があることから日照等の影響はなく、排水も自然排水であるため、農地に影響を及ぼす恐れもなく問題ないと考えます。 以上、福島地区委員会において、受付番号１番から３番の３件を慎重審議してきましたが、農地法第５条の許可要件を満たしているため何も問題ありません。ご審議方よろしくお願いします。

会　長	次に、大東地区委員会より受付番号４番の１件の説明をお願いします。
１５番	議案第１４６号、農地法第５条の規定による許可申請について、大東地区は受付番号４番の１件であります。受付番号４番について、受人は椎茸を栽培するため、自宅近くの申請地にクヌギを植林し、山林として管理していく計画であります。申請地には隣接する農地と宅地はありますが、境界から２ｍ離して植林後、さらに高さを４ｍに制限し、定期的に下刈り・枝打ち等を実施するとのことであり、また、宅地からみて申請地は北側に位置することから、日照問題・土砂流出・その他の災害を発生させる恐れはありません。排水も自然排水で問題ないと考えます。 以上、大東地区委員会において、受付番号４番の１件を慎重審議してきましたが、農地法第５条の許可要件を満たしているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりでございます。 これより、議案第１４６号、受付番号１番から４番の４件について質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようですので、議案第１４６号、受付番号１番から４番の４件について、決定してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１４６号、受付番号１番から４番の４件は許可相当とし、受付番号３番の１件は常設審議委員会へ意見聴取を求め、受付番号１番から２番と４番の３件は、意見を付して県へ進達いたします。 非農地証明願いについて
会　長	次に、議案第１４７号は非農地証明願いについてであります。それでは、議案第１４７号、受付番号１番の１件を議題といたします。まず、事務局から提案理由の説明を求めます。

事務局	議案第１４７号 非農地証明願いについては、受付番号１番の１件であります。 非農地証明願いにつきましては、登記簿上の地目が農地である土地について、農地法第２条第１項にあります、耕作の目的に供される農地の定義に該当しないために、農地以外の地目に変更するための証明願いとなります。昭和５１年７月５日施行『宮崎県証明書交付手続要領』にあります、非農地認定基準の１０年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地のうち、次の全てに該当することとなっています。 （ア）農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画における農用地区域内の土地でないこと （イ）農業生産力の高い農地、土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地でないこと （ウ）集団性のある優良農地内でないこと の全ての要件に該当する申請となっており、申請書類上におきましては問題ないと思われます。また、非農地証明願いにつきましては、該当地が農地でないという証明になりますので、名義が変更されるわけではございません。皆さんのご審議をお願いします。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。ただいまの説明に関連して、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、福島地区委員会より受付番１番の１件の説明をお願いします。
８番	議案第１４７号、非農地証明願いについて、福島地区は受付番号１番の１件であります。 受付番号１番の申請地は、北側がＪＲの線路・西側と東側は住宅・南側は駐車場となっており、農作業用の農機具や車の進入路が確保できないため長期間放棄されており、今後も農地としての利用はできないことから、今回申請されたものであります。周辺は住宅地であることから、将来的にも農地として利用することは困難であると考えます。 以上、福島地区委員会において、受付番号１番の１件を慎重審議してきましたが、非農地証明いの要件に該当しているため、何も問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。 これより、議案第１４７号、受付番号１番の１件について質疑に入ります。質疑はございませんか。

（　なしの声　）

会　長　ないようですので、議案第１４７号、受付番号１番の１件について決定してよろしいでしょうか。

（　異議なしの声　）

会　長　異議なしということでありますので、議案第１４７号、受付番号１番の１件は決定して非農地証明を発行いたします。

農用地利用集積計画の承認に伴う市長部局提案

会　長　次に、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてでありますが、審議に入ります前にあらかじめ、市からの提出議案の面積・件数等を事務局より説明させます。

事務局　平成２８年４月分につきましては、串間市長より平成２８年４月２０日付で、農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定が求められております。
内容につきましては、議案第１４８号・受人が認定農業者である利用権設定が６件・面積が４３，４３６㎡、議案第１４９号・受人が一般農業者である利用権設定が２件・面積が７，７５４㎡でございます。
以上でございます。

会　長　説明はお聞きのとおりであります。
それでは、ただいまから市からの提案について、審議に入ります。

議案第１４８号：農用地利用集積計画の承認について　利用権設定・認定農業者分

会　長　議案第１４８号は、農用地利用集積計画の利用権設定・認定農業者分についてであります。
審議に入ります前に、当該事案に１８番委員に関係する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31 条の「議事参与の制限」により、当該議案の開始から終了までの退席をお願いします。また、関係議案の終了後に入室・着席をお願いします。
暫時休憩いたします。

	（・・・１８番委員退席・・・）
会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 それでは、議案第１４８号、受付番号７番の１件を先に議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１４８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分は、取り下げになりました受付番号５番を除く、受付番号１番から７番の６件でありますが、先に受付番号７番の１件について説明いたします。 「農用地利用集積計画の承認の該当要件」につきましては、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項、 第１号）今回の農用地利用集積計画の内容が「地域の農業構造の現状及びその見通しのもとに、地域農業を担う効率的かつ安定的な農業経営体の育成とともに、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。」とある串間市の基本構想に適合するものであること。 第２号）イ　耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。 第２号）ロ　耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。 であり、事務局によります申請書類の審査において、受付番号７番の１件については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件のすべてを満たしていると思われます。 皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、本城地区委員会より受付番号７番の１件をお願いします。
１９番	議案第１４８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分、本城地区は受付番号７番の１件であります。 受付番号７番は、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械の保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業従事があることなどの該当要件を、本城地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号７番の１件については、該当要件をすべて満たしているため、なにも問題ありません。ご審議方お願いします。

会　長	説明は、お聞きのとおりでございます。 これより、議案第１４８号、受付番号７番の１件について、質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第１４８号、受付番号７番の１件について、承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１４８号、受付番号７番の１件は承認して市へ通知します。 暫時休憩いたします。 （・・・１８番委員入室・・・）
会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 それでは、議案第１４８号、先に審議しました受付番号７番と、取り下げとなった受付番号５番の２件を除く、受付番号１番から６番の５件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１４８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分、先ほど説明しました受付番号７番と、取り下げになりました５番を除く、受付番号１番から６番の５件について説明いたします。 事務局によります申請書類の審査において、受付番号５番を除く、受付番号１番から６番の５件につきましては、議案第１４８号受付番号７番で説明いたしました、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件をすべて満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、福島地区委員会より受付番号１番から４番の４件をお願いします。

８番	議案第１４８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分、福島地区は受付番号１番から４番の４件であります。 この４件全てにおいて、「農用地利用集積計画承認の該当要件」でありますが計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械の保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業従事があることなどの該当要件を、福島地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号１番から４番の４件については、該当要件をすべて満たしているため、なにも問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	次に、大東地区委員会より受付番号６番の１件の説明をお願いします。
１５番	議案第１４８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・認定農業者分、大東地区は受付番号６番の１件であります。 受付番号６番は、「農用地利用集積計画承認の該当要件」でありますが計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械の保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業従事があることなどの該当要件を、大東地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号６番の１件については、該当要件をすべて満たしているため、なにも問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。ただいまから議案第１４８号、受付番号７番と取り下げになりました受付番号５番の２件を除く、受付番号１番から６番の５件について、質疑に入ります。質疑はありませんか。 （なしの声）
会　長	ないようですので、議案第１４８号、先に審議しました受付番号７番と、取り下げになった受付番号５番の２件を除く、受付番号１番から６番の５件について、承認してよろしいでしょうか。 （異議なしの声）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１４８号、受付番号７番と取り下げになった受付番号５番の２件を除く、受付番号１番から６番の５件について、承認して市へ通知します。

	議案第１４９号：農用地利用集積計画の承認について　利用権設定・一般農業者分
会　長	次に、議案第１４９号は、農用地利用集積計画の利用権設定・一般農業者分について、であります。 審議に入ります前に、当該議案に１７番委員に関係する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31 条の「議事参与の制限」により、当該議案の開始から終了までの退席をお願いします。また、関係議案の終了後に入室・着席をお願いします。 暫時休憩いたします。 （・・・１７番委員退席・・・）
会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 それでは、議案第１４９号、受付番号２番の１件を先に議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。 まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１４９号は、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分であります。 今回の譲受人が一般農業者分につきましては、受付番号１番と２番の２件でありますが、先に受付番号２番の１件について説明いたします。 事務局によります申請書類の審査において、受付番号２番の１件につきましては、議案第１４８号、受付番号７番で説明いたしました「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件をすべて満たしていると思われます。 また、受付番号２番の１件につきましては、所有者死亡により相続人代表での申請となっております。渡人である所有者が死亡している場合には、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項第４号の規定により、所有権を有する全ての者の同意が得られていることとなっております。 受付番号２番の１件につきましては、所有権を有する全員の同意が得られているため、該当要件を満たしております。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、本城地区委員会より、受付番号２番の１件の説明をお願いします。
１９番	議案第１４９号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分、本城地区は受付番号２番の１件であります。

１９番	受付番号２番は、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械の保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業従事があることなどの該当要件を、本城地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号２番の１件については、該当要件をすべて満たしているため、なにも問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明は、お聞きのとおりであります。これより、議案第１４９号、受付番号２番の１件について、質疑に入ります。質疑はございませんか。 （なしの声）
会　長	ないようでございますので、議案第１４９号、受付番号２番の１件を承認してよろしいでしょうか。 （　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１４９号、受付番号２番の１件は承認して市へ通知します。 暫時休憩します。 （・・・１７番委員入室・・・）
会　長	休憩前に引き続き会議を開きます。 それでは、議案第１４９号、先に審議しました受付番号２番の１件を除く、受付番号１番の１件を議題といたしまして、審議決定を行いたいと思います。まず、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局	議案第１４９号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分、先ほど説明しました受付番号２番を除く、受付番号１番の１件について説明いたします。 事務局によります申請書類の審査において、受付番号１番の１件につきましては、議案第１４８号、受付番号７番で説明いたしました「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項各号の該当要件をすべて満たしていると思われます。皆さんのご審議をお願いいたします。以上でございます。
事務局	

会　長	説明は、お聞きのとおりであります。ただいまの説明に対しまして、関係地区委員会から調査結果の報告、並びに補足の説明をお願いします。それでは、福島地区委員会より受付番号１番の１件の説明をお願いします。
８番	議案第１４９号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について、利用権設定・一般農業者分、福島地区は受付番号１番の１件であります。 受付番号１番は、「農用地利用集積計画承認の該当要件」であります計画が、串間市の基本構想に適合した申請内容であること、受人及び世帯員が行う農業経営に必要な機械の保有状況・労働力・技術面からみて、問題なく効率的な農業経営を行えること、十分な農業従事があることなどの該当要件を、福島地区委員会において慎重審議してまいりましたが、受付番号１番の１件については、該当要件をすべて満たしているため、なにも問題ありません。ご審議方お願いします。
会　長	説明はお聞きのとおりであります。ただいまから議案第１４９号、受付番号２番の１件を除く、受付番号１番の１件について、質疑に入ります。質疑はありませんか。 （なしの声）
会　長	ないようですので、議案第１４９号、受付番号２番の１件を除く、受付番号１番の１件について承認してよろしいでしょうか。 （異議なしの声）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１４９号、受付番号２番の１件を除く、受付番号１番の１件について、承認して市へ通知します。 暫時休憩します。
会　長	**議案第１５０号：農業委員辞任の同意について** 休憩前に引き続き会議を開きます。 ただいま、事務局より追加議案が２件提案されましたので、審議を行いたいと思います。 それでは、追加議案第１５０号、農業委員辞任の同意について議題といたします。まず、事務局からの説明を求めます。

事務局	議案第１５０号、農業委員辞任の同意についてご説明いたします。 平成２８年４月２２日、６番委員より「今般、病気療養に専念するため、農業委員としての職務を遂行することができないことから、改正前農業委員会等に関する法律第１６条の規定により辞任を願い出ます。」という辞任願いが提出されましたので、辞任の同意についてご審議いただきたいと思います。また、これを受けまして同意された場合、１区については平成２６年に選挙を行っておりますので、欠員が出た場合に補欠委員を補充するかどうかについて、宮崎県選挙管理委員会に確認したところ、平成２８年４月１日に改正農業委員会等に関する法律が施行され、現在は新しい農業委員会法で動いておりますので、公職選挙法の規定を受けないという説明を受けましたので、今回は補欠委員の補充は行われません。補充がない法的根拠につきましては、「農業協同組合法等の一部を改正する法律（農業委員会に関する経過措置）附則第２９条第２項、この法律の施行の際、現に在任する農業委員会の委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任するものとする」となっており、県及び市選挙管理委員会の解釈としましては、現在の農業委員の身分を従前のとおりとするための必要な規定として、改正前の農業委員会法を適用するものであって、平成２８年４月１日以降は、公職選挙法は適用しないことから、補充はできないとしております。 なお、今回の辞任にあたって、従前の法律が該当するのかにつきましては、病気等により農業委員の職務を遂行できないこともあると考えられることから、改正前農業委員会等に関する法律第１６条「委員または会長は、正当な事由があるときは、農業委員の同意を得て辞任することができる」に該当するため、辞任願いが提出されたことになります。参考までに、辞任による欠員が出た場合、農業委員会が任命等を行えるかについて、確認等を行った結果、法的な根拠がないため、農業委員会独自の任命は行えません。 最後に、今回の辞任については、農業委員会の総会の議決で、農業委員の過半数の同意があること、となっておりますので、ご審議方よろしくお願いいたします。
会　長	事務局から提案がありましたとおり、この件につきましては、数日前に病院の診断書と現在の状況を踏まえて相談があり、その際に私も事務局と同席したのですが、病気についてはすぐに回復が見込めるものでないことから、今後、農業委員会業務にあたるということは非常に難しいのではないかという意向であり、私共もそう判断せざるをえない状況でありました。そのため、辞任願いを受理せざるを得ないと判断し、本日、議案として同意を求めることになったことを申し添えます。 それでは、議案第１５０号、農業委員辞任の同意について、質疑に入ります。質疑はございませんか。 （　なしの声　）
会　長	ないようでございますので、議案第１５０号、農業委員辞任の同意について、６番委員から提出されました辞任願に同意することに決定してよろしいでしょうか。

（　異議なしの声　）

会　長　異議なしということでありますので、議案第１５０号、農業委員辞任の同意については、出席委員全員の同意が得られましたので、平成２８年４月２８日付をもって６番委員の辞任に同意することを決定いたします。

議案第１５１号：調査区域の変更について

会　長　次に、追加議案第１５０号で審議しました、６番委員の辞任同意決定に伴い、追加議案第１５１号、調査区域の変更について議案といたします。まず、事務局からの説明を求めます。

事務局　議案第１５１号調査区域の変更についてご説明いたします。
先ほど同意いただきました６番委員の辞任に関連しまして、事前に福島地区委員会で協議させていただきました。その内容を今回提案させていただきたいと思います。
まず、調査区域の変更ということで、８番委員につきましては、下田口・上田口地区を削除し、桜ヶ丘・城山・霧島・天神地区が追加となります。
次に、９番委員につきましては、初田・田渕・谷ノ口・屋治地区が追加となります。
次に、１０番委員につきましては、下田口・上田口地区が追加となります。
次に、１１番委員につきましては、徳間・東上池・西上池・下池・串間地区を削除し、古川・羽ヶ瀬・前田地区が追加となります。
次に１２番委員につきましては、桜ヶ丘・城山・霧島・天神地区を削除し、徳間・東上池・西上池・下池・串間が追加となります。
以上提案いたします。ご審議方よろしくお願いします。

会　長　説明はお聞きのとおりであります。
ただいまから、議案第１５１号調査区域の変更について質疑に入ります。質疑はございませんか。

（　なしの声　）

会　長　ないようでありますので、議案第１５１号調査区域の変更について、を決定してよろしいでしょうか。

	（　異議なしの声　）
会　長	異議なしということでありますので、議案第１５１号調査区域の変更について決定いたします。変更のあった委員につきましては、調査区域が広がることになりますので、今後の調査等よろしくお願いします。
会　長	以上で、議案審議は全部終了しました。慎重・審議、誠にありがとうございました。